

議案第 59 号

多可町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

多可町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 28 年 3 月 18 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町課設置条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例 第 号

多可町課設置条例（平成 17 年多可町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地域振興課」の次に「定住推進課」を加える。

第 2 条中地域振興課の項に次の 1 号を加える。

(9) その他町長の特命に関する事。

第 2 条中地域振興課の項の次に次の 1 項を加え、住民課の項中第 3 号及び第 4 号を削る。

定住推進課

(1) 移住及び定住に関する事。

(2) 公営住宅管理に関する事。

(3) 住宅建築及び耐震に関する事。

(4) 空き家に関する事。

(5) その他町長の特命に関する事。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(多可町議会委員会条例の一部改正)

2 多可町議会委員会条例（平成 17 年多可町条例 203 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「住民課」の前に「定住推進課、」を加える。

多可町課設置条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(課等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、多可町に次の課を設置する。</p> <p>総務課 プロジェクト推進課 地域振興課 生涯学習課 税務課 住民課 生活安全課 健康福祉課 産業振興課 建設課 上下水道課 会計課 (事務分掌)</p> <p>第2条 課の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務課～プロジェクト推進課 (略)</p>	<p>(課等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、多可町に次の課を設置する。</p> <p>総務課 プロジェクト推進課 地域振興課 定住推進課 生涯学習課 税務課 住民課 生活安全課 健康福祉課 産業振興課 建設課 上下水道課 会計課 (事務分掌)</p> <p>第2条 課の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務課～プロジェクト推進課 (略)</p>

現 行	改 正
<p>地域振興課</p> <p>(1) まちづくり推進に関すること。</p> <p>(2) 地域交通に関すること。</p> <p>(3) 加美区の地方行政事務に関すること。</p> <p>(4) 八千代区の地方行政事務に関すること。</p> <p>(5) 杉原紙研究所に関すること。</p> <p>(6) 商工業振興に関すること。</p> <p>(7) 企業立地に関すること。</p> <p>(8) 観光に関すること。</p> <p>生涯学習課～税務課 (略)</p> <p>住民課</p> <p>(1) 戸籍及び住民基本台帳等に関すること。</p> <p>(2) 保険及び医療に関すること。</p>	<p>地域振興課</p> <p>(1) まちづくり推進に関すること。</p> <p>(2) 地域交通に関すること。</p> <p>(3) 加美区の地方行政事務に関すること。</p> <p>(4) 八千代区の地方行政事務に関すること。</p> <p>(5) 杉原紙研究所に関すること。</p> <p>(6) 商工業振興に関すること。</p> <p>(7) 企業立地に関すること。</p> <p>(8) 観光に関すること。</p> <p>(9) <u>その他町長の特命に関すること。</u></p> <p>定住推進課</p> <p>(1) <u>移住及び定住に関すること。</u></p> <p>(2) <u>公営住宅管理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>住宅建築及び耐震に関すること。</u></p> <p>(4) <u>空き家に関すること。</u></p> <p>(5) <u>その他町長の特命に関すること。</u></p> <p>生涯学習課～税務課 (略)</p> <p>住民課</p> <p>(1) 戸籍及び住民基本台帳等に関すること。</p> <p>(2) 保険及び医療に関すること。</p>

現	改	正
<p>(3) <u>公営住宅管理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>住宅建築に関すること。</u></p> <p>生活安全課～会計課 (略)</p> <p>〒野市第第一掃部頭 (略)</p> <p>(8) 新築に關すること</p> <p>(9) 少額貸付に關すること</p> <p>(10) 面工修繕等に關すること</p> <p>(11) 長期修繕計画に關すること</p> <p>(12) 上下水道の健全な供給事業に關すること</p> <p>(13) 四季区の新築事業に關すること</p> <p>(14) 面工修繕に關すること</p> <p>(15) 手付金等の押通に關すること</p> <p>〒野市第第一掃部頭</p>	<p>(8) 修繕等延滞等に關すること</p> <p>(1) 台数家賃住宅賃料等昇降等に關すること</p> <p>生活安全課～会計課 (略)</p> <p>〒野市第第一掃部頭 (略)</p> <p>(2) 冬の間組の修繕等に關すること</p> <p>(4) 高層住宅に關すること</p> <p>(5) 住居修繕等促進等に關すること</p> <p>(6) 修繕住宅修繕等に關すること</p> <p>(7) 修繕費負担等に關すること</p> <p>〒野市第第一掃部頭</p> <p>(8) 冬の間組の修繕等に關すること</p> <p>(9) 修繕に關すること</p> <p>(10) 市営住宅に關すること</p> <p>(11) 面工修繕等に關すること</p> <p>(12) 修繕促進等に關すること</p> <p>(13) 上下水道の健全な供給事業に關すること</p> <p>(14) 四季区の新築事業に關すること</p> <p>(15) 面工修繕に關すること</p> <p>(16) 手付金等の押通に關すること</p> <p>〒野市第第一掃部頭</p>	<p>3</p>
<p>3</p>	<p>3</p>	<p>3</p>

多可町議会委員会条例の新旧対照表

(附則第2項関係)

現 行	改 正
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>2) 生活環境常任委員会 7人 住民課、生活安全課、健康福祉課、産業振興課、建設課、上下水道課、農業委員会の所管に関する事務</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生活環境常任委員会 7人 定住推進課、住民課、生活安全課、健康福祉課、産業振興課、建設課、上下水道課、農業委員会の所管に関する事務</p>

